

仲裁廷における暫定的措置に執行力を付与することについての意見

仲裁廷による暫定的措置に執行力を付与するのは、時期尚早と考える。

理由は、以下のとおりである。

暫定的措置には、様々な内容が考えられ、日本の執行制度に乗るか乗らないかが一義的に明確でない。その結果、執行力を有する暫定的措置と、執行力を有しない暫定的措置が入り乱れることになれば、仲裁廷による暫定的措置自体への信頼性が損なわれると思われる。

発令にあたって、担保をどこにどのように立てさせるか、いかなる方法でその担保に対する権利を行使させるかなど、債務者保護のために検討すべき課題が未だ解決されていない。

外国の裁判所の保全処分に対する扱いとの均衡

日本の裁判所に対し、別途、保全処分を申し立てる途が確保されている。

以上